## 第 4 回

# 新宿区障害者施策推進協議会

平成30年1月30日(火)

○障害者福祉課長 皆様、こんにちは。お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。障害者福祉課長、関本でございます。よろしくお願いします。

本日は、平成29年度第4回障害者施策推進協議会でございます。今年度最後の計画策定の 最終となります協議会となっております。どうぞよろしくお願いします。

始まります前に、本日の委員の出欠状況について御報告でございます。

副会長の片岡委員、医師会の星野委員、民生委員の佐藤委員、ハローワークの堀米委員から連絡が入っております。代理の出席の方を含めまして、28名中7名欠席で21名現在出席という状況になっておりますので、過半数に達しております。障害者施策推進協議会が成立していますことを、ここに御報告いたします。

では、村川会長、進行のほうよろしくお願いいたします。

#### **〇村川会長** 皆さん、こんにちは。

ただいまより、平成29年度第4回新宿区障害者施策推進協議会を始めてまいりたいと思います。それでは、お手元にございます本日の議事次第に従いまして、進めてまいりたいと思います。おおむね午後3時30分をめどといたしまして、約2時間ということでよろしくお願い申し上げます。

本日の協議会の議題といたしましては、(1)新宿区障害者計画・第1期新宿区障害児福祉計画・第5期新宿区障害福祉計画の素案についてのパブリック・コメントの実施結果について、(2)素案に対するパブリック・コメント及び回答案について、(3)素案からの変更点、(4)新宿区障害者計画・第1期障害児計画・第5期新宿区障害福祉計画(案)につきまして、御審議をいただくわけであります。

それでは、事務局から資料の確認をお願いいたします。

#### ○福祉推進主査 事務局です。資料の確認をいたします。

今回は発送資料として、資料1、パブリック・コメント等の実施結果(概要)、資料2、パブリック・コメント意見要旨及び区の対応、資料3、説明会の意見要旨及び区の対応、資料4、素案からの主な変更点、これは表に資料4-1となっております。2枚目が資料4-2でございます。及び大きな冊子として、新宿区障害者計画・第1期新宿区障害児福祉計画・第5期新宿区障害福祉計画(案)、こちら以上5点が事前送付資料でございました。

そのほか机上配付物として、本日の次第、資料 5、コラム一覧、資料 6、新宿区が進める特別支援教育、差し替え版となっております。委員の皆様には、生活実態調査報告書、第 4

期障害福祉計画の閲覧用、計画素案の閲覧用資料を机上に御用意してございます。

不足のものがございましたらお知らせください。

**〇村川会長** 資料のほうはよろしゅうございますか。

それでは、早速始めてまいりたいと思います。

それでは、議事の1点目から3点目までにつきまして、一括して事務局から説明をお願い いたします。

○福祉推進主査 事務局です。まず、資料1について御説明いたします。

パブリック・コメント等の実施結果(概要)というものです。

パブリック・コメントは、昨年10月末から11月下旬まで約1カ月間行いました。

意見の提出者は、団体を含めまして88名、意見数は全部で247件になりました。

意見の計画への反映等ですが、247件中「意見の趣旨を計画に反映する」とさせていただいたものは3件、「意見の趣旨は素案の方向性と同じ」というものが26件というようになっておりまして、一番多いものは「意見として伺います」というもので、163件となってございます。

提出方法としては、持参やファクスの方が多くございました。

裏面でございます。

説明会における意見についてです。説明会は11月9日午後と11月21日午前と夜間に3回行ってございます。こちら合わせて33名の出席と、意見数が27件出ました。

このほかに障害者団体等説明会というものを、パブリック・コメントの実施期間中に全部で4回実施しておりまして、そちらへの出席者は68名となってございます。

そのほかこちらに印字はしていませんが、これら取りまとめました御意見につきましては、 3月下旬に計画の完成と同時期に意見等を公開する予定でございます。

○障害者福祉課長 では、続きまして、資料2を見ていただきまして、頂戴しました意見を政策の順に並べ直して、通し番号を振りまして、意見を計画に反映させるものは、素案の修正を予定している項目、区の対応のところに、アルファベットのA「意見の趣旨を計画に反映する」という形で表示しております。

Aの部分について、御説明したいと思います。

資料2、3ページをあけてください。

真ん中ら辺、22番、人権擁護が基本だということを示してほしいというような御意見がございまして、これを少し書き加えているという形にしております。

続きまして、7ページ、66番になります。サービスを担う人材の不足のことに関して書いてほしいという形で、ここも書き加えております。

次に、22ページの一番上、202番、こちらも、やはり権利擁護というようなことと、それから障害者理解、啓発のところで、障害疑似体験などを具体的に書き加えてというところがございました。

この3点にしまして、あとの資料で、また細かく説明をしていきたいと思います。全体として、障害当事者や御家族からの障害者施策への御要望、御意見というのが9割を超えていました。多くの意見を寄せられたテーマとしては、ショートステイの増設、生活介護の事業所の充実、グループホームの設置、医療的ケアの必要な障害児、障害者のサービスといったものが挙げられました。

それから、17ページをあけていただきたいんですが、グループホームの設置というところで、さきに開催しました1月9日の専門部会で、グループホームの設置というような形の中でも、B「意見の趣旨は計画の方向性と同じ」というものから、E「御意見として伺います」までいろいろあって、それぞれの違いが見えにくいといったお話がございました。それを17ページ、右上の四角囲みのところでお示しするようにいたしました。グループホームの意見というのは148番から186番まで、それから飛んで190番、192番というような形で意見をいただいております。

ここでちょっと御説明しますと、大きくグループホームの設置というような方向性では一致しているものの、細かな意見のところでちょっと違ってくる――例えば、区立のグループホームをつくってくださいというところで、区立は今のところ考えがないことから、それに応じたBからEを選んでいるというように変わってきています。

資料2については以上になりまして、今度は資料3のほうをごらんください。

こちらのほうは、説明会で出席者から意見と、そのときの回答の一覧表になります。当日、回答の中で不十分だったところがあって、補足が必要というものについては、例えば、3番とか4番を見ていただきますと、補足として、その後の段に説明を加えてございます。そういった形で、いただいた趣旨に回答、そのときの答えと現状を書き加えるというようにつくっております。

では、今度は資料の4-1、とめてあって、次が4-2というふうな形になっています。 こちらと厚い冊子のほうを見ながら、素案と変わったところを見ていきたいと思います。

最初は、先ほど申し上げました3つの素案からの変更点で、58ページをお開きください。

本人の意思決定の支援、人権擁護というようなところについて、58ページの2つ目の丸のところになります。ここを新しく書き加えました。「当事者の意思決定と選択権を尊重する必要がある」というところで、この文章を加えています。

続きまして、お隣の59ページ、個別施策の方向性という中で、丸の2つ目、一番下のところが、新しく入れているところです。「啓発をしていきます」というような形で入れているところです。

次に、73ページをあけてください。

現状と課題の一番上の丸のところになります。サービスを担う人材の不足ということに対して、若干は触れている部分はありますけれども、ここをしっかりと分析して、現状と課題というような形で、丸のところを入れています。

続いて、個別施策の方向ということで、75ページをあけてください。

右下のほうにあります丸ですね。この中で、最後の4行「職員が安心して働き続けるためには」というところから始まるここの文を書き加えまして、「経営感覚を磨くような研修、 講座の開催も検討していきます」というような形で書き加えました。

次、おめくりいただきまして、3つ目のコメントになります。障害者の権利擁護と障害疑似体験等を取り上げてというところで、すみません、資料のほうでは、120ページとなっているんですが、コラムを入れた関係で1ページずれました。121ページをあけてください。一番上の4行ですね。ここをしっかりと書き加えたという形になります。

それから123ページ、一番上の丸囲みのところと、丸囲みの1段落目のところと、下の丸の2行のところが、新たに書き加えられているところになります。

それから最後、129ページ、ここの一番上の丸のところの4行になります。ここも、はっきりと「障害者疑似体験等の取組もさらに充実したものに」というような形の表現に変えさせていただいております。

次、資料4-2をごらんください。

こちらは、表現の修正、意見もあったんですけれども、Aにはしなかったんですが、表現を変えているという形になりますので、45ページ、素案のときは「障害児のための計画の策定」でしたが、しっかりと「障害児福祉計画」というふうに直しました。

同じページの「障害者差別解消と権利擁護の推進」というところも、素案のほうでは「差別解消とバリアフリー」を、「権利擁護」を強く言うために直しました。

それから、ここの中の文章の大体真ん中ら辺になるんですが、2段落目の「区は」のもう

一つ下のところ、「障害のある人もない人も」という形で始まるところの文章、最後「自己 選択が保障される社会です」と、表現を修正させていただきました。

最後に、47ページを見ていただいて、意見の中で「障害者計画の中で大切にしたいこと」という趣旨を、基本理念と比べてどういう形のものなんだろうかという質問がありました。 これからの10年間を新たにという思いがあって、今回入れたわけなので、そこを入れたという趣旨を米印のところに表現して、書き加えたという形になっています。

説明は以上になります。

- ○村川会長 ありがとうございました。区民の方々から、延べ247件ほどパブリック・コメントに対する御意見が提出されまして、そのうち御意見に基づきまして素案を変更したもの、あるいは、修正、入念に表現をとったものなどが一通り報告されたわけですが、このパブリック・コメントの御意見、多数に上っております。また、グループホーム等に関する御要望も出ているということで、かなり反映されてきているかと思いますが、それでは、各委員の皆様方から御意見、御質問どちらでも結構ですので、お出しいただければと思います。今井委員。
- ○今井委員 資料2、例えば、15ページ、17ページ、先ほど課長からは、多くの意見が取り寄せられた項目としまして、ショートステイの増設であったり、生活介護の増設、グループホームの増設、医療的ケアについてというようなお話がありましたけれども、特に、その中でも生活介護の増とグループホームの増、特にグループホームの増については、意見が247件来ているうちの42件も来ている内容になっています。

これらの意見というのを、きちんと反映させていただいて、今回「意見として伺う」という形になっておりますけれども、「意見の趣旨を計画に反映する」など、その数の多さというところも把握していただいて、区民の方々のニーズがどこにあるかということを、計画の中に入れていただければと、委員としては思っております。

以上です。

○村川会長 ありがとうございました。多数の御意見の中で、特にグループホーム関係の御意見、御要望が強かったわけで、何らかの形で実施の方向といいますか、区のほうでは、今のところ区立として運営するというお考えはないようですが、できれば民間の社会福祉法人であるか、NPOであるか、そういった方々の協力を得て、区内に誘導といいますか、取り組んでいただくような、そういう流れかとは思いますが、現段階で区のほうでお考えのところを、事務局からこれは表明していただけますか。

○障害者福祉課長 18ページの「区の考え方」をごらんいただきたいと思います。

2段落目の「また、活用できる公有地があるときは、グループホームの設置を視野に入れて検討し、社会福祉法人等に対して必要な情報を提供するなど、設置を支援していきます」というように記載させていただいておりますので、そういった方向で、これからもしっかりと見据えながらやっていきたいというふうに思っているところでございます。

○村川会長 ありがとうございました。今井委員、いかがでしょうか。よろしいですか。 後ほど福祉部長からも最終的に御意見、方向づけをお伺いできればと思っておりますが、 聞くところによりますと、区のほうでも、この障害者計画等の関係のほかに、区としての総 合計画の取組や、さらにそれを具体化する実行計画とか、いろいろな手段をもって、障害者

施策についての取組もお考えのようでありますので、具体的な形をとって実現する方向を目

ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○藤巻委員 区民代表の藤巻です。パブリック・コメントの7ページ、本当に初歩的な質問というか、教えていただきたいんですけれども、上から2番目のナンバー65、その中に「三号研修を受ける職員をふやし」という表現がございますが、この三号研修というのは、こちらの30年、案のほうの74ページにあります「個別施策の方向」の上から9段目から10段目にかけて、障害者医療的ケア体制支援事業、こういうことを指すんでしょうか。

- **〇村川会長** それでは、事務局から説明をどうぞ。
- ○福祉推進主査 事務局です。説明不足で申しわけありません。

指していただければと思います。よろしくお願いいたします。

藤巻委員の御指摘のとおり、74ページにあります「医療的ケア体制支援事業」を、区としては既に実施しているんですが、こうした事業で区立あゆみの家やシャロームみなみ風という、障害の重い方々が通い、集まる施設で、医療的ケア実施のための研修を実施中でございます。

それで職員が特定の利用者のための医療的ケアを実施できる――本人は介護の職種であって、医療、看護師などの職種、免許を持っていなくても、たんの吸引などができるようになる、そういう研修を指す言葉として、三号研修というものがございました。

意見の趣旨のところに、その言葉を書くだけでは理解が難しいところがあったと思います。 こちらのほうは修正させていただきます。御指摘ありがとうございました。

○藤巻委員 引き続き、もう一つ教えていただきたいんですけれども、随所に就労継続支援B型事業という言葉が出てきます。それで、こちらのほうを見ますと、110ページ及び154ペー

ジ及び178ページに、AとBの違いのようなことが表現はされているんですけれども、そこのA型とB型の基準の違いが、今のページにあらわれているだけだと、ちょっと意味が理解できないので、よろしかったらA型とB型の基準というんですか、どういうところで基準を引いているのか教えていただきたいと思います。

○福祉推進主査 事務局です。ちょっと簡単になってしまうんですけれども、154ページ、障害福祉サービス一覧のところを見ていただいてもよろしいでしょうか。

154ページに、障害者総合支援法のサービス(自立支援給付)という一覧表がございます。 こちら下から5番目のところに、就労継続支援A型、こちらの説明文が「雇用型の就労や生 産活動の機会の提供を行います」ということで、就労継続A型に通う方は、作業所というよ り会社の扱いで、そこで雇用された社員として、そちらの事業所で働く、最低賃金の保障が あるというのが、A型事業所の要件になってきます。

B型事業所は、それよりどちらかというと障害程度が重くて、お仕事というよりは通う場であったり、そこで日中活動に取り組むという中で、幾ばくかの工賃、収入を得ることができればということで、生産活動の中で自分の取り分をとりますので、最低賃金の保障というところまではいかない形になります。ですから、保険制度というのもB型だと出てこない感じです。

より具体的に178ページと179ページに新宿区内のA型事業所とB型事業所をお示ししていますが、A型のほうが数は少ない、やはり運営していくにも最低賃金を保障するだけの仕事量を提供する必要があるので運営していく難しさがある、そういう難しさがあるのがA型事業所、B型事業所は障害程度が重かったり、重複障害であったり、また御年齢もいった方々が多くて、作業が難しい方も時々いらっしゃるようになってきているような、別の困難さを抱えている事業所になってまいります。

- ○藤巻委員 ありがとうございました。
- 〇村川会長 ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ御遠慮なく、お出しいただければと思います。 よろしければ金子委員、急な指名で申しわけないけれども、もし何かございましたら。

- 〇金子委員 特に……。
- **〇村川会長** よろしいですか。では、また、もしありましたら後ほどお願いいたします。 それでは秋山委員、いかがでしょうか。
- ○秋山委員 パブリック・コメントについてでよろしいですか。ちょっと1つ気になったこと

がございますので、資料 2、24ページです。128、緊急時のシステムについてです。聴覚障害者もそこに書き加えてほしいと思います。実は、消防、警察についても御理解いただいているんですが、高齢者のために、そこにつけ加えていただきたいと思います。

1人で生活している聞こえない高齢者も多くなっております。緊急のためのボタンを設けてほしいと思います。ファクスですと時間がかかってしまいますので、緊急時にボタンを押せば、すぐに連絡がいくような方法を明記してほしいと思います。

以上です。

- ○村川会長 ありがとうございました。パブリック・コメントの御意見に関連して、聴覚障害の方々、あるいは、年齢が高くなり、ひとり暮らしとなった方への対応ということで御意見をいただいておりますが、事務局のほうで何か回答していただけることがあったらお願いします。
- ○障害者福祉課長 事務局でございます。消防庁での対応をこちらに書かせていただいておりますので、私どもとしても、これ以上どうにかするというところは難しいというふうに思っておりますけれども、要旨のところに今の意見を書き加えるとか、ちょっともう一度御相談して考えてみたいというふうに思います。
- ○村川会長 ただいまの回答もございましたが、これは東京都の消防庁、東京都全体で共通して行われているということもありますので、東京都のほうで、今後、恐らく技術的な改良ということもある段階で進んでいくかと思いますので、そういうときに工夫をしていただくとか、今、秋山委員から御意見が寄せられておりますので、また、東京都の方面で、そうした関連の会合があった折には、区内から御意見があったということを伝えていただくなりしまして、よりよい方向に進んでいければありがたいというふうに思っております。

差し支えなければ、平山委員いかがでしょうか。今の点も含めまして、ほかの東京都の施 策もいろいろと進んでいると思いますけれども、何かお気づきの点がありましたらお願いい たします。

○平山委員 今の緊急通報システムについては、ちょっと機会があればお話しできればと思います。また、その前の御意見の中で、グループホームの整備ということにつきましては、今、都のほうの計画を作成中ではあるんですけれども、その中でも整備推進が必要であるということとか、そのために設置した方への助成を続けるということも盛り込まれているということで、こういうニーズが非常に大きいということと、都の計画の内容と一致しているものというふうに感じております。

**〇村川会長** ありがとうございました。グループホームの関係について、東京都も相当力を入れて取り組んでいただいているということでございます。

また、消防庁が使っております緊急通報装置については、機会を得て、新宿区の意見というものを、ぜひお伝えいただければ幸いでございます。よろしくお願いいたします。 ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○池邉委員 肢体不自由児者父母の会の池邉でございます。パブリック・コメントですと、9ページ、10ページの86番から88番、90番で、医療的ケアのある方が通学のためのバスに乗れないということと、また、バスに乗れないのであれば代替の手段が欲しいとか、そのための費用を助成してほしいというパブリック・コメントが載っておりましたけれども、1月26日に東京都の予算の概算が発表になったところで、医療的ケアを必要とする児童生徒の通学支援として6億円が計上されておりまして、肢体不自由特別支援学校で医療的ケアが必要な児童生徒の通学機会を拡充するためということで、専用スクールバスの運行というのを予算措置しているようで、18校が対象ということになりますと、肢体不自由児特別支援学校全校ということになります。

また、こういうことが30年度から予算計上されておりますけれども、都のほうで実施されるとなれば、区のほうの新宿養護学校に通学している医療的ケアのお子さんの親御さんの期待も、もちろん同じように高まるでしょうし、学校で実施されるとなれば、また、あいあい等でも、同じように実施してほしいという要望が出るのは当然だと思っております。都のほうの予算措置がされることで、新宿区のほうも、これからそちらのほうを進めていかれる御予定があるのかも含めて、ちょっとお伺いしたいと思います。

- ○村川会長 ありがとうございました。私自身も新聞記事を拝見しまして、東京都のほうで新しい取組をされるということですので、これが都立の支援学校に限られるのか、区立、民間の特別支援学校もあるかと思いますが、現段階で、これは事務局、教育委員会の方でしょうか。では、お願いいたします。
- ○教育支援課長 教育支援課長でございます。今、委員のほうからお話しいただきましたように、1月26日、東京都が発表した予算概要の中で、触れていただいたように、バスの乗車中等に医療的ケアが必要な児童生徒の送迎のための予算が計上されて、30年度から事業化されるということについて、我々も注目しているところでございます。

新宿区といたしましても、先ほどお話に出てまいりましたような新宿養護学校を持っているということもございまして、こういった医療的ケアのあるお子さんの送迎というのは、非

常に大きな課題であるという認識は持っております。

そういった中で、回答の中でも触れさせていただいておりますが、通学されるお子様の安全を第一にということで、これまでもさまざま工夫をしながら取り組んできたところでございます。その一方で、今回こういったパブリック・コメントも多数いただいてございますが、まだまだ要望もあるということも認識しているところでございます。

今回、東京都が来年度から予算を計上して事業化するということですが、この具体的な手法であるとか、実際のバスの運行の時期とか、そういったところについては、実は、我々のほうにも、現時点でまだ情報がないといった状態でございます。

今後そういった情報等もしっかりと収集して、また具体的にどういうやり方であれば、実際に学校へ通学されるお子さんの安全を確保できるのかといったことを第一に考えながら、また、東京都のような規模の学校と、新宿区内のお子さんを対象としている新宿区の新宿養護学校とは、手法として工夫すべき点もあろうかと考えておりますので、そのあたりをしっかり情報収集また研究しながら、今後については考えていきたいと思います。

○村川会長 よろしいですか。今のお答えにもあったかと思いますが、安全第一ということで、 医療的ケアが必要なお子さんに対する具体的な対応ということを、やはり東京都も動きをつ くられておりますので、ぜひ区内においても取り組む方向を目指していただければと思いま す。

ほかに御意見、御質問ございましたら、どうぞ。立原委員。

○立原委員 手をつなぐ親の会の立原でございます。今回は、障害疑似体験につきまして記載いただけるようになり大変感謝しております。ありがとうございました。おかげさまで体験の機会がだんだんふえてまいりまして、理解、啓発につながればいいなと思っております。

パブリック・コメントについてなんですが、親の会の会員のほうからもたくさん意見を出 させていただきまして、受けとめていただけたと思っております。

残念というか、意見としてお伺いいただくというところが大変多いので、ちょっとそこは、 当事者としては、具体的に計画に乗ることが予算につながるとか、その後の施策につながる ということで、一生懸命皆さんが出したところなんですけれども、なかなかそれが計画に具 体的に反映されないのが、若干残念なところでございます。

また、先ほど来、グループホームの件が出ておりますけれども、ここのところ国の施策と しては、軽度の人はなるべくひとり暮らし、重度の人をできるだけグループホームにという ような施策になっておりますけれども、最近、新宿区でできているグループホームは、やは り、知的障害の人に限って言えば、企業就労の方が対象といったような、軽度の人のグルー プホームしかできていないというのが現状でございます。

私たちの中で時々話題になるのは、やはり手のかかる重度の人の住まいの場というのは、 ある程度、公の力をかりないと、民間の法人ではなかなか難しいというのが現状であると思っています。ですから、そこら辺のバックアップの体制をどうするか、いつもお話しさせていただくのは、東京都に要望を出すときもそうなんですけれども、土地が高い、物件が高い、 あと人件費が高いというところで、東京都で、中でも新宿区は特に高いところだと思いますので、その辺の新宿区ならではの課題というところもございますので、本当に重々おわかりいただいていると思うんですけれども、その辺のことを反映した書きぶりといいますか……。

具体的に出しちゃうとあれですけれども、新しくできたグループホームに、短期入所のほうでは、そこにショートステイがつくられました、今後の様子を見てというふうになっておりますが、まだ実際には動いていない状態ですし、そこに入っていらっしゃる方々は、軽度の方が多くて、そこの支援も時間帯とか、食事のことを聞くと、中度ぐらいの作業所に通っているような方でも、ちょっと利用は難しいかなというふうに思っています。それをここにショートができましたと書いてしまうと、やっぱり当事者のほうからしたら、いや、書いてあるけど使えないでしょうという話になってしまうので、もしかしたら、その辺、当事者感情を考えた書きぶりのほうがいいのかなと感じています。

十分みんなの気持ちは伝わっていると思いますので、施策に反映していただけるよう、これからもどうぞよろしくお願いします。

以上です。

#### **〇村川会長** ありがとうございました。

主としてグループホームやショートステイについて、幾つか御意見、御要望をいただいた わけでございます。御案内の方も多いかと思いますが、グループホームの制度というか運営 のあり方については、はっきり言って、国よりも東京都、神奈川県及び滋賀県の地方自治体 が、実は国際障害者年の翌年ぐらいから本格的に取り組まれたという経過があるわけです。

たしか東京都においては、当時の名称で、精神薄弱者生活寮でしたか、10人とかちょっとサイズの大きい形の取組等、しかし当時の東京都のお考えで、スタッフの配置などもあったわけですが、その後、1989年ぐらいでしたか、国が制度化したときには、国の想定では、いわゆる身辺自立的なことができるようなタイプの方を含めて、世話人を1人つけるという程度の運営の成り立ちでありましたから、結果的には軽度の方に対応する性格が、むしろ国の

政策誘導によって強まってしまった面もあったわけです。

その後、各自治体の御努力等で、国基準だけではなく、プラスアルファ的なスタッフ配置とか、あるいはまた御要望として、障害の重い方も生活できる、対応できる成り立ちをという流れも出てきているわけです。

一方で、地元ではシャロームみなみ風のようなしっかりとした施設も立ち上がってはおりますが、引き続きグループホームという成り立ち、知的障害の方、精神障害の方、さらに身体障害で重度の方、それぞれのニーズにかかわって、どう取り組んでいくかというのが現段階だと思います。これは場所、土地の確保の場合、あるいは既にある建物の一角を活用して取り組まれる場合もあるでしょうし、何と言っても、スタッフの配置がどれぐらい確保できるか。ずばり言って、今の国基準、国もある段階でグループホームと区分けをして、ケアホームという類型もつくってみたんですが、それがまた数年前に制度上、統合されてみたり、この制度の運用上、曲折があるという流れも見ておく必要もあると思います。

地元でこれだけ御要望が強いわけですから、区のほうでも具体的な取組といいますか、民間のしっかりとした法人などで取り組んでいただけるような流れを追求していただくということが現実的なのかなと。

やはり具体的に姿をとって、地元でグループホームが実現するということが大切なわけなので、そのあたりを今回の計画を通じて、またその後の区の取組の中で実現をしていっていただければというふうに、私も考えているところでございます。ありがとうございました。 ほかに御意見ございましたら、どうぞ。

それでは、よろしければパブリック・コメントの関係につきましては、ここで一区切りと させていただきまして、計画(案)の本体についての御意見をいただくわけでありますが、 それに先立ちまして、計画(案)について事務局から説明をお願いいたします。

○福祉推進主査 事務局です。今までの協議会及び専門部会での協議を踏まえまして、また、パブリック・コメント意見からの修正、その他、コラム、巻末資料などを加えまして、分厚い資料になりました。計画(案)がございます。こちら、事務局から案として示してございます。平成30年1月、案となっているほうの厚い冊子をごらんくださいませ。

先ほど、課長よりパブリック・コメント意見による修正については御説明しましたので、 それ以外の主にコラムや資料などについて、ざっと見ていただきたいと思います。

63ページです。こちらには、障害者総合支援法の改正をコラムとしてあります。今回、平成30年4月に法律が改正されまして、新しいサービスが始まること、また、共生型サービス

というものが創設されることについて、御説明させていただいております。

補装具についてのレンタルが始まること、また高齢期の障害者の介護保険サービスへの円 滑な利用というようなものも、この30年の法改正で入ってきますので、ざっとではございま すが説明してあります。

次が、88ページ、89ページの特別支援教育のコラムです。

実は、印刷物のほうの新宿区が始める特別支援教育というコラムにつきましては、申しわけありません、印刷が切れてしまうところ、読みづらくなってしまっているところがありましたので、資料6という別刷りのもので用意してあります。ですから、本日机上の資料6のほうをお手元にも御用意ください。

1月9日の専門部会で、こちらの特別支援教育のコラムについて御意見を伺いましたところ、発達障害児を対象とした「学びの教室」が説明の中心になってしまっているという指摘があり、新宿区には、新宿区養護学校があるので、それを含んだ全体像を示したほうがいいとの意見を受けまして、もとは1ページ分、この活字だけのページだったんです――それで専門部会の案ではあったんですが、今回までにイラストつきの全体像のほうのページが追加されて、教育については2ページ分を使って丁寧な説明を心がけることとしました。

次は、93ページです。

こちらには、子ども総合センターの役割についてのコラムがあります。子ども総合センターは、障害児福祉にとどまらず、18歳までの子どもたちのための大きな組織であり、機能を果たしています。

子ども家庭支援センターの運営もしておりますし、また、少し先になりますが「児童相談所の開設について、2021年4月を目途に準備を進めています」ということも、こちらのコラムでお示しすることとしています。

開いていただきまして94ページ、障害のある子どもの専門相談というコラムを入れました。 これは個別施策の中で、重点的な取組としてあります障害児の専門相談について、子ども総 合センターや保健センター、教育委員会がそれぞれ担っている専門相談について、わかりや すくお示ししようとしているページです。

107ページから112ページにかけては、障害者の就労支援に関係するコラムを複数取り入れてございます。

107ページは、勤労者・仕事支援センターの役割ということで、施設の紹介です。こちらもちょっと印刷の都合上、矢印の長さなどに今後修正を加えて、より適切な図にしていきた

いと思います。

110ページは、新宿区の障害者就労支援ネットワーク、111ページは、法定雇用率、障害者雇用促進法についての説明がございます。こちら以前の第2回、第3回などの全体会で、障害者の法定雇用率が変わっていくということ、委員の方からも御指摘ありましたが、30年度以降の改正と、33年4月までにさらに0.1%引き上げるというような、これからの政策について、法律改正についてお示ししてあります。

次は、121ページから障害者の権利を守り安心して生活できるための支援というところで、 障害者の権利擁護関係に入っていくんですが、こちらで「共に生き認め合う社会~障害者差 別解消~」というコラムで、3年前の計画から比べると、随分内容を刷新したものを追加し てございます。

125ページには、成年後見制度の利用促進に関する法律ということで、こちらも自己決定権の尊重というような権利擁護に関係する概念、言葉なども入ってくる説明になっています。 飛びまして、148ページです。

こちらは、皆さんからの関心の高い災害時の防災関係について「災害時要援護者と防災」 というコラムを入れてございます。これも3年前の第4期障害福祉計画にも載せてありまし たが、内容を時点修正しております。

第3部です。166ページ、第5期障害福祉計画の障害者就労関係の成果目標のところで、 素案の段階では空欄でした勤労者・仕事支援センターでの就労支援事業の目標の数値を入れ ることができましたので、お知らせします。こちらについても、もう少し読みやすく編集し 直したいと思っていますが、今、数字を入れたという状況になっています。

167ページ以降、第4章のサービス必要量見込、サービス提供体制確保は、区内事業所の最新の状況やサービス利用実績の把握に努めましたところ、適宜見直しを入れているところでございます。素案の段階からも、また事業所がふえております。29年実績についても、見直しを行ってございます。

210ページ以降が、資料編、巻末資料でございます。

事前送付したものですから、既に御指摘をいただいているんですが、214ページからが推進協議会と自立支援協議会の委員名簿などを載せておりまして、池邉委員からは麻由子さんの「真」の字が「麻」なんですが、真実の「真」になっておりまして大変申しわけございません。お詫びして訂正いたします。案ではなく、正のものが出るときに、きちんと直したいと思います。申しわけございませんでした。

また、パブリック・コメントが終わったものですから、219ページには、パブリック・コメント意見提出状況の把握状況をお示しするとともに、220ページからは用語集、わかりづらいと思われるもの、また3年前にはそれほど話題になっていなかったけど、今よく盛んに言われますパラリンピック種目のボッチャなど、新しい言葉なども追加するようにしてございます。

ざっとですが、説明を終わります。

○村川会長 ありがとうございました。先ほどのパブリック・コメントによりまして、当初の素案から一部変更、修正も進んできたところでありますが、今、説明にありましたとおり、コラム、巻末資料などを通じて、わかりやすい工夫といいますか、新しい用語などもあると思いますし、ちょっと難しいというような捉えられ方もありますので、その辺が工夫されてきたと思われますけれども、今、説明のありました関係について、何か御質問、あるいは御意見ございましたら、どうぞお出しいただければと思います。

もしよろしければ、志岐委員、何かございますか。

○志岐委員 志岐でございます。御指名ありがとうございます。

以前も、私、意見として出させていただいたんですが、先ほどコラムの件を御説明いただいたんですけれども、こういうふうなコラム欄に、新宿区としての区の総合計画として、新宿はとにかく住みやすい、障害者の方々は、全国の地方自治体、市区町村の中でもはるかに、極めて住みやすいまちであるということを、このコラムのところでアピールしたらいいんじゃないかというふうに考えているわけです。

ですから、事務的な制度とか、そういう部分もコラムで書くわけですけれども、少し気を 休めるといいますか、閑話休題的な、そういうふうな意味合いのコラムもあっていいんじゃ ないかと思うわけです。ですから、このコラムの中で、全国の各市区町村の障害者施策と比 較して、新宿区のほうが、はるかにこういうふうなところが優れているというところを訴求 する、アピールするというようなコラムも1ページ程度入れたらいいんじゃないかと、そう いうふうに思っている次第です。

ただ、今からはなかなか大変でしょうし、また、そういうことを入れると、全体のバランスといいますか、そういうところが難しいので、恐らくなかなか採用されないんじゃないかなと思うんですけれども、意見としては申し述べておきたいと思います。

以上です。

**〇村川会長** ありがとうございました。新宿区が障害のある方にとっても住みやすい環境、さ

まざまな条件が整備されていると、はっきり言って、この計画書の分厚さを見れば、相当きめ細かくいろいろなことが行われておりますので、ただ、率直に言って、ほかの都市との比較はできなくはないと思いますが、これは、あんまりほかの都市とけんかになってもいけないので、そこはどういうふうに考えるかということはありますが、確かに、区としてアピールしたい点とか、それは区のほうで練っていただいて、出していくのも方法だと思われますので、志岐委員の御意見の趣旨はとてもよくわかりました。

よろしければ、石川委員、何かございましたら。

それでは、よろしければ、熊谷委員、すみません、急な指名で。何かお気づきの点ございましたらお願いします。

○航谷委員 本日パブリック・コメントや、説明会で出された多くの意見を、本当に丁寧に御紹介された、そして対応の方向性など、そもそもそれをちゃんと出されているところに敬意を表したいと思います。

先ほどのパブリック・コメントのこととも、ちょっと関係があるところなんですけれども、この分厚い案のほうのこころの健康づくり、66ページの関係なんですが、前回との比較をしてみたところ、「本人だけでなく家族をはじめとする周囲の人もこころの不調に初めて気づき、声掛け等の支え合いができるような環境整備」というあたりが、この色刷りのほうの冊子の46ページが、その対応する前のバージョンだと思うんですけれども、それより随分一「本人の支援だけでなく、家族をはじめとする周囲の理解を促す」と記載いただいているので、ある意味で、精神障害の特性や、それから、それが及ぼす周囲の影響、また周囲から本人へ及ぼす影響などについても言及いただいたのは、大変進んだことなのではないかと思います。

ちょっと戻って申しわけないんですけれども、パブリック・コメントの3ページの中に、こころの健康づくりの啓蒙活動に家族会を利用することなどを書かれていますが、特定の団体をどうこうというより、さまざまな資源を活用して、周囲の方々が家族をはじめ理解を図っていくことを、ぜひこの記載をもとに進めていただければと思っています。

最後に、東京都の動きなんですけれども、東京都のほうでも、実は、先日、障害者施策推 進協議会を開いて、推進協議会として、こういう方向の計画にしてほしいというふうな提言 をまとめたわけですけれども、その中でも、今年度、次の3年間のものの中では、地域で暮 らす精神障害者の生活を支える家族に対して、障害に対する理解促進のための情報提供や相 談支援に努めるというふうなことが新たに加わったりするなど、単に本人の支援だけではな く、家族をはじめ回りの方が理解でき、必要なサポートが得られることを目指そうというよ うなことは入っておりますので、ぜひこれを今後深めていただければと思っています。

ちょっと区の方への質問になるんですけれども、何か今後、新たに加わった家族をはじめ とする周囲の理解について、こんな取組を考えておられるということがあったら御紹介いた だけると助かるんですけれども、いかがでしょうか。

○保健予防課長 ありがとうございます。区の取組なんですけれども、新たな取組というか、今、既にやっている取組として、中学生に対するSOSということで、こちらのほうの―― 先ほど熊谷委員から御紹介いただきました67ページのところにも載っております。10歳代向けのパンフレット「気づいて!こころの SOS」につきましては、中学生向けなんですけれども、中学生の御本人だけではなくて、教員向け、または保護者向けのリーフレットで、本人ではなくて、回りが気づくことによって、早期発見とか、そういう理解などにもつなげていこうということをしています。

あとは、こちらのほうで、働く人のメンタルヘルスということが、早期回復・社会復帰支援というところに書いてありますけれども、働く人につきましては、今年度から中小企業の事業者様向けに講演会を開催しまして、働く人につきまして、事業者が雇用している方々のメンタルヘルスについて御理解いただいて、それでサポート、または早期発見で予防についてもやっていきましょうということです。

なかなか御本人が気づきにくいというところで、早期発見については、回りの方の支援が必要なのと、あとは精神障害につきましては、予防だけでなくて、その後、万が一発症したときに、回りの方の御理解を得て、家族だけではなくて、働いている環境であったり、あとは本当に地域の人、学校であったら回りの方々の理解が必要ということで、こういうことに引き続き取り組んでいければと思っております。

○村川会長 ありがとうございました。熊谷委員から大変重要な御発言をいただき、また、東京都等の動きの御紹介もいただいたわけでありますが、区においても、10代の方へのアピールというか投げかけ、さらに企業に向けての取組もされるということでありますので、精神障害者の方への支援、心のバリアフリーというものに引き続き取り組んでいくということは明らかであります。よろしくお願いいたします。

時間も押してきておりますが、今のことと関連してでも結構ですが、高畑委員、何かございましたら。

**〇高畑委員** 御苦労さまです。かなりボリュームがふえたので、これをどう読みこなしていた

だくかというところの配慮が多分重要だと思うんですね。読みこなせる人にとっては、ボリュームと内容がすごく深い状況を、丁寧に説明していると思うんですけれども、どこに何があるかとか、どういうつながりかというのは、構成で見やすくしていただくのと、皆さん現場の方とか、御家族の方がお読みいただけるように周知いただく、この2つについて、お手数ですけれども、よろしくお願いいたします。

○村川会長 ありがとうございました。計画書がかなりまとまる段階に入ってきておりますので、ぜひこの成案ができた上で、区内各方面で活用される、読んでいただけるということが望ましいわけでありますので、ぜひ最終的な工夫──これは目次もありますが、索引とかいろいろなことを言うと、またページがふえてしまうので、どうしたらいいかということを、私も悩んでおりますけれども、ぜひ障害者福祉課をはじめ、皆さん方が読める工夫というものを、最後の段階で練っていただければ幸いでございます。

きょうは、行政側の委員の方々も大勢御出席いただいておりますが、何かお気づきの点、 バリアフリーなどの関心も高まっておりますが、その関係は、総合政策部長あるいは……。

○平井委員 ちょっとバリアフリーといいますか、冒頭で会長のほうからこの計画と区の全体 計画との関係というお話がございましたので、少し御紹介させていただきますけれども、案 の6ページ目、こちらをお開きいただきたいと思います。5ページと6ページのところなん ですけれども、6ページのところが図でありますので、そこがわかりやすいと思いますので、 ちょっとそちらのほうをごらんいただきたいと思います。

まず、区の全体の計画と新宿区障害者計画の位置づけが書かれておりますけれども、区の計画といたしましては、この6ページの図にありますように、新宿区基本構想というのがございます。こちらは、区全体の方向性を示したものでございまして、目指すまちの姿というところで「「新宿力」で創造するやすらぎとにぎわいのまち」というものがございまして、「新宿力」というのは、皆様方自身でつくり出していく。何をつくり出していくかというと、やすらぎとにぎわいのまち、暮らしやすさ一番の新宿のまちですとか、あるいは、にぎわいづくりをしていこうというものがございます。

その下に10年スパンでの総合計画、ちょうどこれが来年度から始まるということで、今、 計画を策定しているところでございますが、その中に5つの政策がございまして、その中の 1つとして、暮らしやすさ一番の新宿というのがございます。

こちらの障害者計画は、その中の1つに該当すると思いますけれども、そういった位置づけの中で、新宿区障害者計画はございまして、実際にそれを具体化していくという中にあっ

ては、この絵の左側にありますけれども、新宿区実行計画というものがございまして、これは何かというと、障害者施策の中でも、特に目標を定めてやるものですとか、あるいは、重点的にやるもの、これは予算も担保して、ある程度予算フレーム、枠を担保いたしまして実行していくと。年度を分けて、計画的に実行していくというものがございまして、この計画でいくと、ちょっと後ろのほうになります。209ページ、1、主な事業というのがございまして、そちらに一番左側に個別目標というのがあって、1、個々のニーズに応じた福祉サービスの提供と充実、それから基本施策、個別施策がございまして、次に主な事業というのがあります。その次、表の上のほう、第一次実行計画というのがございまして、丸がついているのを実行計画に落とし込んで、予算も担保しながら枠組みをつくっていくというものでございます。こういった形で、具体的に、実際にこの障害者計画に定められた施策を展開していくということになります。

以上、来年度から始まります新しい総合計画と、第一次実行計画の御紹介をさせていただきました。ありがとうございました。

○村川会長 ありがとうございました。ただいま平井部長から、区としての基本構想、総合計画、さらに実行計画、そうした中での重点目標とするところなど、方向づけを明らかにしていただきましたので、ぜひ来年度以降、この障害者、障害児関連のところに取り組みいただければありがたいと思います。よろしくお願いいたします。

きょうは、伊藤委員がおいでですので、社会福祉協議会として、もしよろしければ、この 障害者関連の事柄、あるいは区民の方々に対する働きかけなど、御紹介いただければと思い ます。

○伊藤委員 社会福祉協議会の伊藤でございます。今回の障害福祉計画の中で、この協議会でも皆様からいろいろな御意見があって、そういったところも、結果的には非常に細かく拾っていただいて、ボリュームも大分ふえたようですけれども、丁寧な計画になったと思っております。

社協の事業との関連で言いますと、124ページ、障害者の権利擁護のところで、成年後見制度について記載がございます。124ページの丸の2つ目なんですが、社会福祉協議会で法人後見というのを開始いたします。これは社協独自事業なんですが、区の補助事業という位置づけをいただきまして、先ほど部長からも説明がありました実行計画にも、それから、この障害計画のほうにも位置づけさせていただいております。

法人後見というのは、後見人というのは、親族後見人、弁護士、司法書士とか、専門家が

後見人になるというのもあります。けれども、社会福祉協議会が法人として後見人になるということでございます。社協というのは、何をやっているかよくわからないと言われるのですが、名前だけは皆さん御存じだし、信頼性の高い団体でございますので、社協が後見人になるということで、より安心して制度の利用ができるということだと思います。

長いこと検討していたのですけれども、ようやく来年度からスタートできるようになりま したので、今後障害者の各個別の当事者団体に具体的にお邪魔させていただいて、御説明さ せていただきたいと思っております。

もちろん、一般向けの説明会もやりますけれども、個別の障害ごとに需要も違うと思いますので、そういったこともお聞きしながら何ができるのか、費用はいくらぐらいかかるのか、手続はどうすればいいのか、そういった事柄について、詳しく御説明させていただきたいと思っておりますので、それぞれの団体と日程調整させていただきながら、周知を図ってまいりたいと思います。そういう中で、私どもの事業に対する御要望などもお聞かせいただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

**〇村川会長** どうもありがとうございました。

社会福祉協議会として、法人として後見の事業を始められるということで、一般的に成年 後見制度が手続的に難しいという御意見が出ていたり、あるいは、弁護士などをお願いする と費用的に高くなってしまうのではないかとか、いろいろな御意見が各方面にありますので、 ぜひこれは障害のある方々にとって、御本人の意向、お立場を尊重して、どういう手続がと られていくことが望ましいのか、今、伊藤委員からもございましたが、社会福祉協議会と各 団体との間で、十分意見交換といいますか、取り組みやすい方向を目指していただければと 思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、時間も迫ってまいりましたが、よろしければ春田委員、今までの議論を振り返りまして、御意見をお願いします。

○春田委員 グループホームのことですけれども、先ほど立原委員から出された議論は、もうちょっと専門委員会でたたき合うべきだと思うんですね。というのは、生活寮なのか、通勤寮なのか、区役所では共同生活援助事業と言っているわけですね。

そうすると、親なき後なのか、彼らの元気に生きる支援なのか、その辺の性格をきっちり 整理しないといけないんじゃないかな。ただ、グループホーム、グループホームと言ってい て、さっきのような議論になると、何をつくるんだということが、ちょっと私としては、私 は親なき後なんじゃないかと思っていたところもあるから、その辺の整理をしたほうがいい んじゃないかなと思いました。

**〇村川会長** どうもありがとうございました。

グループホームに関する御意見をいろいろと寄せていただいたわけでございます。また、パブリック・コメントにも極めて多数の御意見が出てきたところでございますが、一言で言えば、多様なニーズという面もあるわけですが、やはり緊急度の高い事柄、特に知的障害の方々の親御さんの立場、いわゆる親なき後といったようなことも含めて課題もあるわけで、そこのところは各団体等におかれましても、また議論を煮詰めていただいて、具体的な実現をどういう方向で図っていくのか。

また、この計画の取組の中でも、もう一方で、就労支援、その他、いろいろな課題もございますので、目指すところを、また精神障害者の方々、あるいはまた重度の身体障害の方々など、やはり多様なニーズといいますか、それぞれのお立場もあって、グループホームに対する期待感もございます。それから、現実的には、やはり取り組んでいただく事業主体といいますか、社会福祉法人なのか、NPOなのか、これはしっかりとしたところに取り組んでいただくことで、中長期の運営が安定するということもございますので、そういった動きを区のほうでも捉まえていただきまして、よりよい成り立ちに御支援いただくということではないかと思います。

今回の計画を通じて、具体的な御要望といいますか、事柄を実現できるという流れが大事でありますので、どこにポイントを置いて進んでいくのかということにつきましては、団体のほうでも御意見をうまく取りまとめていただきたいと思いますし、また、区のほうでも実現可能な方向を目指していただければ幸いでございます。

それでは、この先の手続でございますが、きょうも幾つかの御意見を寄せていただきました。計画全体については、御了解いただけていると思っておりますが、この先の手続につきましては、僣越でありますが、会長に御一任いただき、事務局とも相談の上、必要な修正といいますか、扱いにしてまいりたいと思いますので、そのことについては御了解いただけますでしょうか。

### (「異議なし」と呼ぶ者あり)

**〇村川会長** ありがとうございます。異議なしというお声をいただきました。多くの方が縦に 首を振っていただいているようでありますので、御了解いただけたものと思います。

それでは、この間、調査を含めまして、2年間ほどかかってまいりましたが、計画の原案 といいますか、協議会としての意見もまとまってきたというふうに思っておりますので、ち よっと順番がおそくなってしまいましたが、中澤部長から御意見をいただければと思います。 〇中澤委員 これまで、皆様からいろいろ御意見を頂戴いたしました。本当にありがとうござ いました。

本日のところで言いますと、グループホームについて、パブリック・コメントもこれだけ 大勢の方からの御意見があったということを背景として、委員の皆様からもいろいろ御意見、 御指摘をいただいたところでございます。

私もグループホームにつきましては、非常に大きな課題意識を持ってございます。そういった意味で、きょう御指摘をいただいたところで言いますと、98ページ、99ページのあたりの書きぶりのところは、どういうふうに直せるかというのは、ちょっと私のほうで考えさせていただきますが、これだけ大きな期待があるところなり、それなりに必要性が高まってきている、今後も重要性がさらに高まる見込みであるというところを、何らかの形でちょっと書き加えさせていただいて、それだけ大きな取組であるというところを、少しでも書き加えられるように、そこはちょっと会長とも相談しながら、対応したいというふうに考えてございます。

今回の計画の中で、事務局といいますか、私どもとして、問題意識を一番出させていただきましたのは、45ページでございます。今回の計画で「大切にしたいこと」というようなフレーズで打ち出しをさせていただきました。「大切にしたいこと」という表記がどうなのかというところも、パブリック・コメントで頂戴したところですが、また、今回も基本理念とか基本目標に先立って、こういった大切にしたい点がここですというところを芽出しさせていただいたというのは、これは、私どもの問題意識をある意味明確に、どういうふうに出させていただくかというところを、苦慮しながらこういう整理をさせていただいたところでございます。

こういった中でも、3点にわたりまして、問題意識を出させていただいたところですが、 障害者差別解消の点、地域共生社会をどうつくっていくか、こういったところが、今後私ど もの大きな、本当に大切な課題になってくるのであるというふうに考えてございます。

そういった意味で、この計画では直接的な表記は特段しておりませんけれども、2020年のパラリンピックを迎えるこの時期に、こういった取組をさせていただくということの重さというんでしょうか、大切さというのは、本当に大きなものがあるというふうに考えてございます。

先ほども御意見としてありましたけれども、こういった中身の周知をどうしていくかとい

うところも、本当にしっかりと考えなければいけないと思っております。

そういった意味で、2020年までの取組の中で言いますと、今後も皆様からいろいろ御意見、御指摘、御提案などをいただきながら具体的な取組をつくり上げていくことが大切だと考えてございますので、今回このように計画はつくらせていただきますが、具体的な中身につきましては、皆様からも御協力をいただければと考えてございます。今後ともどうぞよろしくお願いします。ありがとうございました。

○村川会長 福祉部長からグループホームについて、大変力強いといいますか、御支援の方向をいただける、そういうメッセージをいただきました。また、計画書の中で「障害者計画において大切にしたいこと」といったような表記もございまして、計画に対する関係者の思いといいますか、今後、中長期にわたって実現すべき事柄も幾つか挙げられているところでございます。

また、これも部長から言っていただきましたが、2020年の、特にパラリンピックにつきましては、東京都が主催者ということで、東京都が頑張っておられるわけでありますが、国立競技場がある地元という関係もございますので、地元の関係者としてどういうかかわりがあるのか、オリンピックのメーンイベントは一面、代表選手による活躍ぶりということではありますが、やはり大勢の障害のある方々が関心を持っていただいておりますので、御家族はもちろん、地域の方々を含めまして、何かパラリンピックとのよいかかわりというものができれば幸いでありますし、また、計画書に直接的な表現はないものの、また今後の協議会の中で、そういったことについて、各委員の皆様方から何かよい提案をいただければ幸いでございます。どうもありがとうございました。

それでは、最後に事務局のほうから何か触れていただく点がありましたら、どうぞ。

#### ○福祉推進主査 ありがとうございました。

パブリック・コメントの対応と新しい計画書の公表は3月25日でございます。新宿区の広報と区のホームページでお知らせいたします。区の広報では概要が、区のホームページでは全文掲載を行います。4月に入ってからとなる可能性が大変高うございますが、皆様には計画書の郵送をしていきます。

新年度の協議会の予定は、確定できてからお知らせいたしてまいります。役職や所属先の 異動などございましたら、年度末などに異動があるような方につきましては、確認でき次第、 事務局までお知らせくださいますようお願いします。

また、新年度の協議会では、先ほどから話題になりました実行計画につきましても、障害

者施策に関連する事項について、皆様にお知らせしたいと思います。どうもありがとうございました。

**〇村川会長** どうもありがとうございました。

おかげさまで、計画書(案)の提案については、よい方向でまとまってきたということで ございます。長時間にわたりまして、委員の皆様方に御協力をいただき、ありがとうござい ました。また、この後は計画書等々、区のほうから送付があるということですので、お目通 しいただければ幸いでございます。

それでは、本日はこれにて閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。 午後3時02分閉会